平成30年12月27日宮城県障害福祉課

障害者差別解消と情報保障に関する条例の制定方針(案)

1 背景

(1) 障害のある人の権利を巡る情勢

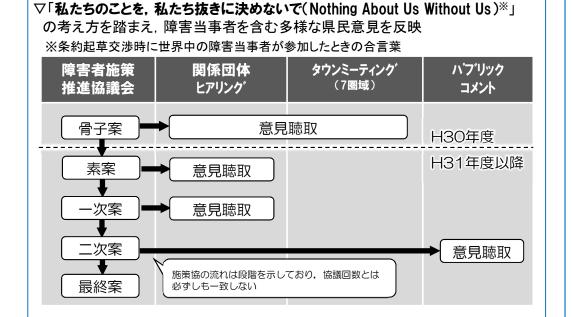
	障害を理由とする差別の解消	言語としての手話の認知
国	障害者基本法改正 (H23.7)	
	障害者差別解消法制定(H25.6)	
	障害者権利条約批准 ^{※1} (H26.1)	
全国	障害者差別解消条例制定 (30都道府県)	・手話言語条例※2制定(26都道府県)・全都道府県議会が法制定意見書
県内	・障害者プラン (H30-35年度) の重点施策に位置付け ・障害福祉団体から条例制定を 求める強い要望	・宮城県議会が法制定求め意見書・手話を広める知事の会加入・障害福祉団体から条例制定を 求める強い要望

※1 ひじゅん。条約に拘束されることの国の同意 ※2 差別解消の条例と一体のものを含む

(2)対応

▽障害のある人の権利の尊重(差別解消や手話の公的認知を含む情報保障) に関する条例を制定。

2 制定プロセス



3 枠組

(1) 軸とする考え方

▽障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う 共生社会の実現に向けた「2つの柱」※に着目

共生社会

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例で 一定の措置

心のハリアフリー

- 「障害の社会行"ル」の理解
- 差別解消
- コミュニケーション力養成と困難等共感

ユニバーサルデザインのまちづくり

- 物理的障壁の除去
- 情報に関わる障壁の除去

差別解消法補完と手話を含む情報保障による心のハリアフリーを通じ、共生社会の実現に取り組む

※第4次障害者基本計画・ユニバーサルデザイン2020行動計画より

(2) 基本的な内容案

名称(仮称)		障害のある人もない人も共生する社会づくり条例		
目的や理念等		目的, 定義, 理念, 県の責務, 市町村等との連携, 県民等の役割, 財政上の措置等		
差別解消	不当な差別 の禁止	定義	規定しない*	
		適用	何人も禁止(法は行政と事業者(横出し))	
	合理的配慮 提供義務	義務者	個人対象外(法と同様)	
		度合い	事業者努力義務(法と同様)	
	相談体制	相談機関として条例で権利擁護センターを設置		
	紛争調整	あっせん調整機関を設置し助言あっせん あっせん案に従わない場合は勧告・公表		
情報保障		手話を言語として認識, 情報取得・意思疎通における障壁除去, 意思疎通手段の普及, 支援者の養成		

※別途が介うイン等の策定を検討